

こやまなんぶ 大府木の山南部工業地区計画

地区計画の目標

本地区は、大府市の北西端に位置しており、西部で東海市と隣接しています。また、名古屋環状2号線、伊勢湾岸道路大府IC及び知多半島道路大府西ICが近接し、更には、名四国道線及び名古屋環状2号線など中部圏の主要道路が集約された交通の要衝です。

これらの交通利便性の高い立地条件を生かし、優良な工業団地としての基盤整備を構築するとともに、周辺環境と調和をはかりつつ、機能的で活力ある産業空間の形成を図ることを目標としています。

土地利用の方針

周辺の自然や集落の環境及び景観に配慮し、製造業をはじめとする企業の新たな工業地区として適正な土地利用を図ります。

地区整備計画の内容

建築物の用途の制限等

位置	大府市共和町上入道の一部	
面積	約1.8 ha	
区域区分	市街化調整区域	
地区整備計画	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物を建築してはならない。 1 工場（統計法第2条第9項に規定する統計基準である標準産業分類の大分類E－製造業に属するものに限る。）、当該工場に関連する研究開発施設（標準産業分類の大分類E－製造業に属するものに限る。）及び流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第2条第1号の流通業務の用に供する建築物。ただし、次に掲げるものを除く。 ア 法別表第2（る）項第1号に掲げる事業を営む工場 イ 令第130条の9第1項（数量は、同項の表中準工業地域欄のものとする。）で定める建築物 2 次に掲げる用途に供する建築物（前号の建築物に関連するものに限る。） ア 事務所 イ 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店 ウ 共同住宅又は寄宿舍 3 前2号の建築物に附属するもの
	建築物の容積率の最高限度	10分の20
	建築物の建蔽率の最高限度	10分の6

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の敷地面積の最低限度	2,000㎡		
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は、4.0m以上とする。		
		建築物等の形態又は意匠の制限	色彩又は装飾	建築物の外壁及び屋根の色彩は原色を避け、周囲と調和のとれた落ち着いた色調とする。	
			設置することのできる屋外広告物	原則として事務所等の名称を表示するもので自己の用に供するものとし、色彩・表示については、周辺の景観との調和に努めるものとする。	

問い合わせ先

○地区計画に関する相談・届出

大府市役所 都市政策課 建築指導係（市役所4階） ☎0562-45-6314

○地区計画、用途地域等の指定・照会、都市計画図の販売

大府市役所 都市政策課 計画地域交通係（市役所4階） ☎0562-45-6221

位置図



計画図



凡例

	地区計画区域
	地区整備計画区域
	地区施設(道路)
	地区施設(緑地)
	地区施設(調整池)
	市町村界(東海市)